

三瓶ダム管理用水力発電所
整備・運営事業

実施方針

令和7年9月

島根県

目次

第1 事業に関する事項	1
1. 事業内容に関する事項	1
(1) 事業名称	1
(2) 事業の対象となる施設名及び所在地	1
(3) 対象となる公共施設の管理者等	1
(4) 事業の目的	1
(5) 事業の概要	1
(6) 実施事項	1
(7) 事業方式	3
(8) 事業期間	3
(9) 事業契約内容の確認	3
(10) 事業のスケジュール(予定)	3
(11) 事業者の収入及び費用負担	3
(12) 本事業の実施に関する事業契約等	4
(13) 事業実施状況の監視	4
(14) 事業期間終了時の措置	4
(15) 遵守すべき法令等	4
第2 民間事業者の募集及び選定に関する事項	5
1. 事業者の募集及び選定	5
2. 事業者の選定方法	5
(1) 参加資格の確認	5
(2) 提案審査	5
3. 事業者の選定手順	5
(1) 選定手順(予定)	5
(2) 契約協議期間における事業計画書の作成	6
4. 審査委員会の設置	6
5. 提出書類の概要	6
(1) 提出書類の内容	6
(2) 提出書類の取り扱い	6
6. 応募者の参加資格要件	7
(1) 応募者の構成等	7
(2) 応募者の制限	7
(3) 応募者の参加資格	8
第3 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	9
1. 事業者の責任の明確化に関する事項	9

(1) 責任分担の基本的考え方	9
(2) 想定されるリスクの責任分担	9
(3) リスクが顕著化した場合の費用負担の方法	9
2. 事業者の責任の履行の確保に関する事項.....	9
(1) 事業の実施状況の監視等	9
(2) 改善要求措置等	9
第4 発電施設等に関する事項	10
1. 発電施設に関する事項	10
(1) 既設発電所計画概要	10
(2) 既設発電所の実績 (R6年度)	10
(3) 施設更新にかかる機器仕様等.....	10
2. 正常流量に関する事項	10
第5 事業計画等の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項.....	11
1. 疑義が生じた場合の措置	11
2. 解決が困難となった場合の措置	11
第6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	12
1. 事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置.....	12
2. 事業の継続が困難となった場合の措置.....	12
(1) 事業者の帰責事由により事業の継続が困難となった場合	12
(2) 県の帰責事由により事業の継続が困難となった場合	12
(3) いずれの責めにも帰さない事由により事業の継続が困難となった場合	12
第7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項.....	13
1. 法制上及び税制上の措置に関する事項.....	13
2. 財政上及び金融上の支援に関する事項.....	13
3. その他の措置及び支援に関する事項.....	13
第8 その他事業の実施に関し必要な事項.....	14
1. 応募提案に必要な書類作成に係る費用	14
2. 実施方針の公表に関する事項	14
(1) 問合せ先	14
(2) 実施方針に関する質問・意見の受付	14
(3) 応募の検討に必要な資料の公表.....	14
3. その他	14
(1) 情報公開及び情報提供	14
(2) 秘密の保持.....	14

島根県(以下、「県」という。)は、三瓶ダム管理用水力発電所整備・運営事業(以下「本事業」という。)について、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用し、効率的かつ効果的な事業運営を図るとともに、脱炭素社会の実現への寄与やダム管理用電力の供給によるコスト縮減などを目的としている。

本実施方針は、民間事業者の事業参加検討の基礎となる情報について定めるものであり、公表後、民間事業者の意見を確認した上で、必要に応じ、応募条件等の詳細を定めた募集要項に反映することとしている。

第1 事業に関する事項

1. 事業内容に関する事項

(1) 事業名称

三瓶ダム管理用水力発電所整備・運営事業

(2) 事業の対象となる施設名及び所在地

施設名: 三瓶ダム管理用水力発電所

所在地: 島根県大田市三瓶町野城

(3) 対象となる公共施設の管理者等

島根県(土木部県央県土整備事務所大田事業所)

(4) 事業の目的

本事業は、ダム管理に必要となる電力料金の縮減、また「2050年温室効果ガス排出実質ゼロ」の取り組みにも資することから、効率的かつ効果的な管理用水力発電設備の整備・維持管理・運営を進めることを目的とする。

(5) 事業の概要

本事業は、三瓶ダムの正常流量及び洪水調節容量内に一時的に貯留された流水を利用した管理用水力発電設備の整備、維持管理・運営を、単独企業、又は複数の企業で構成されるグループにより、以下のとおり実施する。

- ① 本事業を実施する民間事業者(以下、「事業者」という。)は、県と事業者が結ぶ契約(以下「事業契約」という。)に基づき、管理用水力発電設備等の設計、更新、施工監理及び維持管理・運営を行う。
- ② 事業者は、管理用水力発電設備等を自ら責任と費用負担で設計・更新し、完成後、設備を県へ無償譲渡するものとする。
- ③ 事業者は、発電設備の運転管理及び維持管理を自らの責任で行うものとする。
- ④ 事業者は、発電使用水量及び運転実績を適切に計測し、県に報告を行うものとする。

(6) 実施事項

本事業において、事業者が実施する主な事項は次のとおりとする。

【施設整備】

① 設計

(ア) 事前調査

- ・ 事業者は、本事業の実施に必要となる調査等について、自己の責任と費用において実施し、調査を行う際は、事前に県へ連絡するものとする。

(イ) 基本設計、実施設計

- ・ 事業者は、設計の進捗状況に応じて、県に設計図書等を提出する等の中間報告を行うこと。また、基本設計が完成した段階及び実施設計が完成した段階で、速やかに「基本設計図書」及び「実施設計図書」を県に提出すること。

- ・ 提出する設計図書は、県との協議によるものとする。

② 更新、施工監理

- ・ 事業者は、施工計画を作成し、県の承諾を得ること。
- ・ 事業者は、常に適切な工事監理を行うこと。
- ・ 事業者は、工事関係車両、作業車両等の通行にあたり、地域の社会生活及び経済活動に支障をきたさないよう、適切な交通安全対策を講じること。
- ・ 事業者は、万が一事故が発生した場合は速やかに対応するとともに県に報告すること。
- ・ 事業者は、工事の施工に伴い発生した事故等による第三者への損害及び補償費等は、事業者の負担において解決に努めること。
- ・ 事業者は、自らの負担により、必要と考えられる保険に加入すること。
- ・ 事業者は、設置した機械設備及び電気・計装設備について試運転を行い、個々の設備及び施設全体としての性能及び機能を確認すること。
- ・ 事業者は、工事完了後、速やかに県に報告すること。

③ ダム管理用制御処理設備の改良

- ・ 発電設備の更新に伴い、システム改良が必要になることが想定される。
- ・ このシステム改良は、事業者の責任による実施を基本とするが、県が予定するダム管理用制御処理設備の更新にあわせて対応可能な場合は、協議対象とする。

④ 関係機関との協議及び届出等

- ・ 事業者は、管理用発電設備等に係る中国電力ネットワーク株式会社への系統アクセスについて、提案する発電設備出力による事前相談、接続検討、契約申込み、連系開始までの一連の手続きを自己の判断と責任において行うものとする。
- ・ その他、本事業の実施にあたり、施設整備に向けた関係機関への協議や届出が必要となる場合についても、自己の責任において行うものとする。

【維持管理・運営】

① 業務内容

- ・ 事業者は、運転、管理、保守点検、補修等を行うものとし、業務を遂行するにあたり、関係機関への協議や届出が必要となる場合、自己の判断と責任において手続きを行うものとする。

② 報告事項

- ・ 事業者は、発電に使用した水量及び発電量を毎日測定し、県に報告するものとする。
- ・ また、県は事業者に対し、発電設備の設置に要した費用の報告(設置費用報告)及び発電設備の年間の運転に要した費用の報告(運転費用報告)のほか、必要に応じて、本事業に関するデータ等の報告を求めることができる。

③ 業務体制

- ・ 事業者は、円滑な事業運営を確保するため、維持管理・運營業務の遂行体制に必要な人員を確保するものとする。
- ④ 非常時の県への協力
 - ・ 事業者は、河道内における災害の発生や異常渇水による取水制限、または自然災害に伴う取水条件の変更等により、県から発電設備の運転条件に関する緊急要請があった場合には、速やかに対応すること。

(7)事業方式

事業者は、自らの責任と費用負担により、既存の管理用水力発電設備の維持管理・運営を県から引き継いで実施し(施設所有は県)、さらに管理用水力発電設備の整備として、設計・更新し、完成後、設備を県へ無償譲渡した上で、維持管理・運営を行う。

(8)事業期間

- ① 本事業については、事業契約の締結の翌日から開始するものとし、長期にわたる運営を目指すことから、事業期間は定めない。
- ② 前号に定める事項については、県と事業者の合意に基づき、事業契約により定める。ただし、運営期間は20年以上とする。

(9)事業契約内容の確認

県と事業者は、次に示す時期に事業継続の意思を確認する。この際、事業者は必要に応じて維持管理・運営及び改修などの計画書を県に提出する。

- ① 大規模修繕を実施する概ね12ヶ月前
- ② 災害等により発電施設が被災した時点
- ③ 社会情勢の変化により事業に及ぼす影響が大きいと判断された時点

(10)事業のスケジュール(予定)

- | | |
|--------------|-------------------------------------|
| ① 募集要項の公表 | 令和7年12月 |
| ② 優先交渉権者等の選定 | 令和8年7月 |
| ③ 事業契約の締結 | 令和8年9月 |
| ④ 事業開始日 | 事業契約の締結の翌日 |
| ⑤ 既発電設備の運用引継 | 令和8年11月から令和9年3月の間に行うものとし、事業契約により定める |
| ⑥ 設備更新 | 事業契約締結後、3ヶ年以内の運用開始を目指すものとする |

(11)事業者の収入及び費用負担

- ① 事業者の収入

事業者は、管理用水力発電設備により発電された電力を売電し、収入を得るものとする。
- ② 事業者の費用負担

事業者は、本事業に係る管理用水力発電設備の整備、維持管理・運営に係る一切の費用を負担する。

また、設備更新時やトラブル等(県の責めによる場合を除く)による発電停止時のダム管理電力供給、設備更新に伴うダム管理用制御処理設備の改修についても、事業者が負担する。

管理用発電設備により発電された電力からダム管理に必要な電力を無償で供給することを基本とするが、事業者の判断により、管理用発電設備で発電された電力を全量売電し、その収入からダム管理に必要な電力料金を負担することを可能とする。電力供給又は電力料金負担方法の詳細については、事業契約により定める。

なお、本施設は県所有の河川管理施設であるため、バックアロケーション等の負担は不要である。

(12) 本事業の実施に関する事業契約等

県は、本事業の円滑な実施に向けて、選定された事業者との間で事業契約書を締結する。

(13) 事業実施状況の監視

県は、事業者が事業契約に基づき、本事業を適正かつ確実に実施していることを確認するために、整備の進捗状況、運用期間における運営状況、発電使用水量等の報告を求めるものとする。

(14) 事業期間終了時の措置

事業期間の終了時、事業者は施設から速やかに退去するものとする。

事業者は、事業契約期間満了後に県が発電設備を継続的に維持管理及び運營業務を行うことができるよう、契約期間満了日の3年前から維持管理及び運營業務に係る必要事項や操作要領、申し送り事項その他関係資料を県に提供するなど、事業の引継に必要な協議・協力を行うものとする。

また、事業者は、事業期間中の本施設の適正な維持管理に努め、事業終了3ヶ月前(引渡の3ヶ月前)に本施設の性能が確保されていることを確認し、県の承諾を得ることとする。

なお、事業者は、県との協議により事業契約期間を延長することができるものとする。

(15) 遵守すべき法令等

事業者は、本事業を実施するにあたり、次に示す関係法令等を遵守すること。

なお、掲載した関係法令は、あくまで参考として例示したものであり、事業者の責任において、遵守すべき法令及び関係手続について確認を行うこと。

- ① 河川法、② 建築基準法、③ 消防法、④ 振動規制法及び騒音規制法、⑤ 水質汚濁防止法、⑥ 電気事業法、⑦ 建設業法、⑧ 労働安全衛生法、⑨ 道路法、⑩ 建設リサイクル法

第2 民間事業者の募集及び選定に関する事項

1. 事業者の募集及び選定

県は、募集要項の公表により、本事業への参加を希望する民間事業者を公募する。事業者の選定は「公募型プロポーザル方式(随意契約)」によるものとする。

なお、事業者の募集、評価及び選定に係る過程において、いずれの民間事業者によっても事業目的の達成が見込めないなどの理由により、本事業を実施することが適当ではないと判断した場合には、事業者を選定せず、事業の実施を取り消すものとし、その旨を速やかに公表する。

2. 事業者の選定方法

本事業の事業者の選定は、以下のとおり、参加資格の確認、提案審査の2段階により実施することを予定している。

(1)参加資格の確認

本事業に応募する民間事業者(以下「応募者」という。)が、本事業を実施するために必要な資格を有しているか、提出資料により確認を行う。

(2)提案審査

上記(1)において、本事業を実施するために必要な資格を有すると確認された応募者から、本事業に関する提案を受け、提案内容を総合的に評価した上で、優先交渉権者及び次点交渉権者を選定する。

3. 事業者の選定手順

県は、以下の手順により、事業者の選定を行う予定である。なお、具体的な日程については、募集要項に示す。

(1)選定手順(予定)

日程	実施事項
令和7年9月上旬	実施方針の公表
令和7年9月16日	実施方針に関する質問・意見の受付開始(随時回答)
令和7年11月14日	実施方針に関する質問・意見の受付締切
令和7年12月上旬	募集要項等の公表
令和7年12月上旬	募集要項等に関する質問受付開始(随時回答)
令和7年12月上旬	参加表明書等の受付開始
令和8年1月下旬	参加表明書等の受付期限
令和8年2月中旬	参加資格確認結果の通知
令和8年3月中旬	提案書の受付開始
令和8年3月中旬	募集要項等に関する質問受付締切

令和8年6月中旬	提案書の受付締切
令和8年7月下旬	優先及び次点交渉権者の選定
令和8年9月中旬	契約協議期限
令和8年9月下旬	契約締結

(2) 契約協議期間における事業計画書の作成

- ① 評価基準に従って優先順位を決めた後、最優先順位の応募者を優先交渉権者とする。
- ② 優先交渉権者は、契約協議期間に自らの提案内容もとに事業計画書として取りまとめる。
- ③ この結果、提案内容と事業計画書の内容が大きく乖離する場合や、契約協議期間中に第2.6.の「応募者の参加資格要件」を満たさなくなった場合など、優先交渉権者との交渉が不調に終わった場合は、優先交渉権が次点交渉権者に移転する。
- ④ なお、提案内容と事業計画書の内容との乖離の原因が、社会情勢の変化などによるものなど合理的な理由と県が判断した場合は、この限りではない。

4. 審査委員会の設置

事業者の選定に際しては、「三瓶ダム管理水力発電所整備・運営事業審査委員会(以下、「審査委員会」という。)」を設置し、審査委員会により優先交渉権者及び次点交渉権者の選定に関する審査を行う。

5. 提出書類の概要

(1) 提出書類の内容

参加資格の確認において、参加表明書及び参加資格の確認に必要な資料等の提出を応募者に求める。

提案審査においては、以下の事項に関する提案書の提出を求める予定としているが、詳細は、募集要項等に示す。

- ① 事業計画に関する提案(施設整備)
- ② 事業計画に関する提案(維持管理・運営)
- ③ 地域貢献に関する提案

(2) 提出書類の取り扱い

① 著作権等

提出書類の著作権は、当該提出書類を提出した応募者に帰属する。ただし、県が公表、展示その他本事業に関して必要と認める範囲について、県は、これを無償で使用することができる。

② 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法を使用した結果生じる責任は、原則として提案を行った応募者が負う。

③ 資料の公開

県は、事業者の選定後、審査結果の公表の一環として、必要に応じて、応募者から提出された提出書類(選定されなかった応募者からの提出書類を含む。)の一部を公開する場合がある。

なお、公開に際しては、提案した応募者のノウハウや手法を特定することができる内容等、公開されることにより、著しく提案した応募者の権利が阻害されると認められる内容を除くものとし、詳細については県と各応募者との間で協議する。

④ 提出資料の返却等

提出書類について、県はこれを提出者に返却しないものとする。

6. 応募者の参加資格要件

(1) 応募者の構成等

- ① 応募者は、第1. 1. (6)の「実施事項」に掲げる業務を実施することを予定する単独企業、又は複数の企業で構成されるグループであること。
- ② 複数の企業で構成されるグループの場合においては、代表企業を選定するとともに、それぞれの企業の役割を明らかにすること。本事業の応募手続きは代表企業が行うこと。
- ③ 応募者が特別目的会社を設立し、当該特別目的会社の実施主体となり、県との事業契約を締結した上、本事業を実施することも可能とする。

(2) 応募者の制限

- ① 応募者又は応募者を構成する企業が、地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ② 法人税、消費税、および島根県における県税の滞納がない者であること。
- ③ 募集要項等の公表日から提案書の受付締切日までの間に、島根県の建設工事等入札参加資格者に対する指名停止等に係る措置要綱(昭和63年5月31日管発第181号)による指名停止を受けていないこと。
- ④ 応募者又は応募者を構成する企業は、他の応募者又は応募者を構成する企業ではないこと。
- ⑤ 応募者又は応募者を構成する企業の間以下に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

○資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(ア) 親会社と子会社の関係にある場合。

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合。

○人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

ただし、(ア)については、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合。

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合。

(ウ)一方の会社の管財人が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合。

○その他入札の適正さが阻害されると認められる場合。

その他上記と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

同一入札に参加する複数の者の関係が上記の基準に該当する場合には、無効の入札として取扱う。

- ⑥ 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年5月15日法律第77号))が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、警察当局から島根県発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続しているものでないこと

(3)応募者の参加資格

応募者は、日本国内において次に示す事業実績のいずれかを有すること。複数の企業で構成されるグループで応募する場合は、グループにおいて(ア)～(ウ)のいずれかを満たす企業が1社以上いること。

(ア)最大出力 100kW 以上の水力発電所の整備

(イ)最大出力 100kW 以上の水力発電所の維持管理

(ウ)最大出力 100kW 以上の水力発電所の運営

第3 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1. 事業者の責任の明確化に関する事項

(1) 責任分担の基本的考え方

県及び事業者は、それぞれのリスク管理能力に応じて適正にリスクを分担し、互いにリスクに関する負担を軽減することで、本事業の長期的な継続を目指す。

(2) 想定されるリスクの責任分担

本事業の実施に際して、想定されるリスクと当該リスクに対する責任分担は、「(別表) 予想されるリスクと責任分担」による。

(3) リスクが顕著化した場合の費用負担の方法

県及び事業者のいずれかの責めに帰するリスクが顕在化した場合に生じる費用は、原則としてその帰属者が全額費用を負担する。

また、いずれの責めにも帰さないリスクが顕在化した場合に生じる費用については、県と事業者による協議に基づき、その負担及び方法について決定するものとする。

2. 事業者の責任の履行の確保に関する事項

(1) 事業の実施状況の監視等

県は、事業者が事業契約に基づいて本事業の実施を適正かつ確実に実施していることを確認するために、運転実績、発電のために使用した水量、整備の進捗状況など、必要な報告を求めるものとする。

(2) 改善要求措置等

県は、事業者が予定する整備の事業進捗に大幅な遅延が生じた場合や、事業計画書との乖離が生じた場合等においては、事業者からの意見聴取を行った上、必要に応じて是正又は改善を要求する。

第4 発電施設等に関する事項

1. 発電施設に関する事項

(1) 既設発電所計画概要

項目	諸元	備考	
最大使用水量	1. 20 m ³ /s	使用水量は従属式 常時満水位	
取水位	127. 00 m		
放水位	94. 10 m		
有効落差	29. 90 m		
最大出力	250 kW		
常時出力	70 kW		
年間発生電力量	1, 684 MWh	2016年12月卒FIT	
水圧鉄管	φ800 1条		
水車	横軸クロスフロー水車 1台		
発電機	横軸三相かご形誘導発電機 1台		
発電所	11. 2m×7. 8m×7. 7m		
			半地下式

(2) 既設発電所の実績(R6年度)

項目	諸元	備考
発電電力量	1, 113 MWh	①
自家消費電力量	276 MWh	②
余剰電力量	837 MWh	①－②
(発電停止時の使用電力量)	(9 MWh)	(中国電力から買電)

(3) 施設更新にかかる機器仕様等

事業者からの提案によるものとする(出力の変更も認める)

2. 正常流量に関する事項

ダムサイト地点:0. 256~0. 291m³/s

利水基準点(大田市大田町出口):0. 358~0. 903m³/s

第5 事業計画等の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項

1. 疑義が生じた場合の措置

本事業の計画等について疑義が生じた場合は、県と事業者が本事業の円滑な遂行を前提とし、誠意をもって協議の上、解決を図る。

2. 解決が困難となった場合の措置

事業契約に係る紛争については、松江地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

第6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

1. 事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置

事業の継続が困難となる事由が発生した場合は、事業契約に定める事由ごとに県又は事業者の責任に応じて、必要な修復その他の適切な措置を講じる。

2. 事業の継続が困難となった場合の措置

本事業において、事業の継続が困難となった場合の措置を、次のとおりとする。

(1) 事業者の帰責事由により事業の継続が困難となった場合

- ① 事業者が実施する業務の内容が要求水準を満たしていない場合、又はその懸念が生じた場合、県は事業者に対して是正の勧告を行い、一定期間内に改善策の提出及び実施を求めることができる。
ただし、事業者が当該期間内に是正をすることができなかつた場合は、県は事業契約を解除することができる。
- ② 事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、事業契約に基づく本事業の継続が困難と合理的に考えられる場合は、県は事業契約を解除できる。
- ③ 上記①及び②の規定により、県が事業契約を解除した場合は、事業契約の定めるところにより、県は事業者に対して、県に生じた損害について賠償を求めることができる。

(2) 県の帰責事由により事業の継続が困難となった場合

- ① 県の帰責事由により事業の継続が困難となった場合、事業者は事業契約を解除できる。
- ② 上記①の規定により事業者が事業契約を解除した場合は、事業者は事業契約の定めるところにより、事業者に生じた損害について賠償を求めることができる。

(3) いずれの責めにも帰さない事由により事業の継続が困難となった場合

- ① 県又は事業者の責めに帰すことのできない不可抗力その他の事由により本事業の継続が困難となった場合は、県及び事業者との間で本事業の継続の可否について協議を行う。
- ② 一定の期間内に上記①の協議が調わない場合は、県が協議の内容を踏まえ、本事業の継続の可否を決定することとし、県は、事前に事業者に通知することにより、事業契約を解除できる。
- ③ 事業契約を解除する場合の措置については、事業契約の定めに従う。

第7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

1. 法制上及び税制上の措置に関する事項

事業者が本事業を実施するにあたり、法制上及び税制上の措置が適用される場合には、それによることとする。

2. 財政上及び金融上の支援に関する事項

事業者が本事業を実施するにあたり、財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合は、県はこれらの支援を事業者が受けることができるように努める。

3. その他の措置及び支援に関する事項

県は、事業者が事業を実施するにあたり必要な許認可等の取得について、必要に応じて協力する。
また、法改正等により、その他の支援が適用される可能性がある場合は、県及び事業者で協議を行うものとする。

第8 その他事業の実施に関し必要な事項

1. 応募提案に必要な書類作成に係る費用

本事業の応募にかかる費用、質問の書類作成及び提出に係る費用については、すべて応募者の負担とする。

2. 実施方針の公表に関する事項

(1) 問合せ先

島根県土木部河川課河川開発室ダム管理係

住所 〒690-8501 島根県松江市殿町1番地 県庁南庁舎3階

電話 0852-22-5199 FAX 0852-22-5681

E-mail kasenkaihatsushitsu@pref.shimane.lg.jp

(2) 実施方針に関する質問・意見の受付

実施方針に関する質問・意見の受付については、次の①から③のとおりとする。寄せられた質問・意見については、県において検討の上、回答をホームページにて公表する。

① 受付期間

令和7年9月16日(火)9時 ～ 令和7年11月14日(金)17時

② 提出先

第8. 2. (1)の「問合せ先」に同じ。

③ 提出方法

実施方針に関する質問・意見を簡潔にまとめ、実施方針に関する質問・意見書(様式1)に記入し、電子メールにより提出する。提出にあたっては、当該電子ファイルを電子メールに添付して送付した後に、電話により着信を確認する。

(3) 応募の検討に必要な資料の公表

応募の検討に必要な図面、流況データ等の資料については、県のホームページにおいて公表する。

3. その他

(1) 情報公開及び情報提供

本事業に関する情報は、適宜、県のホームページにおいて公表する。

(2) 秘密の保持

事業者は、本事業により知り得た情報を、県の承諾なしに第三者に開示、漏洩せず、また、本事業以外の目的には使用しないものとする。